

市内4駅周辺は「喫煙禁止区域」です

芦屋市では、市民マナー条例（「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」）により、人通りが多く、たばこの煙等で特に迷惑となる区域を「喫煙禁止区域」として指定しています（下記「喫煙禁止区域図」をご覧ください）。喫煙禁止区域内の公共の場所（喫煙指定場所を除く）では、歩行中や自転車に乗車中の喫煙はもとより、立ち止まっでの喫煙も禁止です。違反者には過料2,000円を科します。喫煙は、必ず喫煙指定場所をお願いします。

喫煙禁止区域図 建物内などを除く。区域の境界となる道路は、歩道を含みます。

